

指 定 書

一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会

会長 富士原 康一 殿

船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の15の規定により一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会を小型船舶操縦士国家試験の実施に関する事務を行う者として、令和5年6月1日より5年間指定する。

令和5年5月31日

国土交通大臣 齊 藤 鉄 夫

